

16 就労

(1) 就労のための相談・支援機関

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
ハローワーク広島 (広島公共職業安定所)	〒730-8513 広島市中区上八丁掘 8-2 (広島清水ビル 1~4 階)	082-223-8609 082-223-5122	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区(湯来 町、杉並台を除く)
ハローワーク広島東 (広島東公共職業安定所)	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609 082-264-1355	広島市のうち東区、南区、 安芸区、安芸郡
ハローワーク可部 (可部公共職業安定所)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南三丁目 3-36	082-815-8609 082-814-6222	広島市のうち安佐北区、 山県郡
ハローワーク広島西条 (広島西条公共職業安定所)	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609 082-422-7294	東広島市
ハローワーク竹原 (広島西条公共職業安定所 竹原出張所)	〒725-0026 竹原市中央五丁目 2-11	0846-22-8609 0846-22-9316	竹原市、豊田郡
ハローワーク呉 (呉公共職業安定所)	〒737-8609 呉市西中央一丁目 5-2	0823-25-8609 0823-22-1106	呉市、江田島市
ハローワーク尾道 (尾道公共職業安定所)	〒722-0026 尾道市栗原西二丁目 7-10	0848-23-8609 0848-23-2852	尾道市、世羅郡
ハローワーク福山 (福山公共職業安定所)	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084-923-8609 084-931-8486	福山市
ハローワーク三原 (三原公共職業安定所)	〒723-0004 三原市館町一丁目 6-10	0848-64-8609 0848-62-0130	三原市
ハローワーク三次 (三次公共職業安定所)	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 4-6	0824-62-8609 0824-62-1859	三次市
ハローワーク安芸高田 (三次公共職業安定所 安芸高田出張所)	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605 0826-42-0224	安芸高田市
ハローワーク庄原 (三次公共職業安定所 庄原出張所)	〒727-0012 庄原市中本町一丁目 20-1	0824-72-1197 0824-72-7533	庄原市
ハローワーク府中 (府中公共職業安定所)	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847-43-8609 0847-43-1115	府中市、神石郡
ハローワーク廿日市 (廿日市公共職業安定所)	〒738-0033 廿日市市串戸四丁目 9-32	0829-32-8609 0829-32-3350	廿日市市、広島市佐伯区 のうち湯来町、杉並台
ハローワーク大竹 (廿日市公共職業安定所 大竹出張所)	〒739-0614 大竹市白石一丁目 18-16	0827-52-8609 0827-53-8609	大竹市
独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構広島 支部 広島障害者職業センター	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 (NTT クレド白島ビル 12 階)	082-502-4795 082-211-4070	

◆障害者就業・生活支援センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 広島市西区横川町二丁目5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011 082-297-5012	広島市(中区、西区、佐伯区、安佐南区、安佐北区)、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053 広島市東区若草町15-20 (就労サポートセンターSOAR 5階)	082-262-5100 082-262-5102	広島市(東区、南区、安芸区)、府中町、海田町、熊野町、坂町
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	〒737-0051 呉市中央五丁目12-21 (呉市福祉会館3階)	0823-25-8870 0823-25-8868	呉市、江田島市
広島中央障害者就業・生活支援センター	〒739-0001 東広島市西条町西条414-31 (サポートオフィスQUEST内)	082-490-4050 082-427-6280	東広島市、竹原市、大崎上島町
みどりの町障害者就業・生活支援センター	〒729-1322 三原市大和町箱川1470-2	0847-35-3350 0847-35-3339	三原市、尾道市、世羅町
三原センター	〒729-0418 三原市本郷北三丁目4-5 とよの郷内	0848-86-2345 —	
尾道センター	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成1190-1	0848-48-5066 —	
東部地域障害者就業・生活支援センター	〒726-0011 府中市広谷町959-1 (パレットせいわ2階)	0847-46-2636 0847-44-6624	福山市、府中市、神石高原町
福山事務所	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 (福山すこやかセンター2階)	084-926-3805 084-926-3806	
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	〒738-0033 廿日市市串戸五丁目3-45 (あまのコミュニティーケアプラザLaLa2階)	0829-34-4717 0829-34-4718	大竹市、廿日市市
備北障害者就業・生活支援センター	〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1 (三次市福祉保健センター1階)	0824-63-1896 0824-63-1897	三次市、庄原市

名称	所在地	電話番号	FAX番号	
広島障害者職業能力開発校	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-23	082-254-1766	082-254-1716	
訓練科名	定員	訓練期間	訓練内容	対象者
CAD技術科	15	2年	2次元CAD及び3次元CAD/CAM/CAE等	知的障害以外の障害者
情報システム科	10	2年	情報技術全般に関する知識、情報システム開発におけるプログラミング及びシステム設計の知識・技術等	
Webデザイン科	10	2年	ホームページ作成に必要なビジュアルデザインの知識、ソフトウェア操作等	
OAビジネス科	17	1年	簿記会計、税務、社会保険、OA機器操作等	知的障害以外の身体障害等
OAビジネス科 (音声パソコンコース)	3	1年	スクリーンリーダー等の資格障害者用就労支援機器・OA機器・パソコンの操作、ビジネスマナー等	知的障害以外の視覚障害者
事務実務科	10	1年	パソコン操作、事務一般、ビジネスマナー等	知的障害以外の精神・発達障害者
総合実務科	30	1年	流通、物流、環境(屋内・屋外)整備、就業基礎、事務補助、調理	知的障害者
総合実務科 (チャレンジコース)	前期5 後期5	6か月	流通、物流、環境整備等	知的・身体障害者以外の発達障害者
合計	105	看護師、精神保健福祉士(PSW)、手話通訳員を配置しています。		

(2) 雇用の安定のための制度

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応訓練	事業主に委託し、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。	訓練生には訓練手当、委託事業主には委託費を支給します。	公共職業安定所 (ハローワーク) P. 82 参照
トライアル雇用助成金 〔障害者 トライアル コース〕	就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成。	【精神障害者の場合】 ・助成期間：最長6か月 ・助成額： 雇入れから3か月間→ 1人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→ 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間：最長3か月 ・助成額：1人あたり月額最大4万円	
トライアル雇用助成金 〔障害者 短時間 トライアル コース〕	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成。	1人あたり月額最大4万円 (最長12か月間)	
特定求職者雇用開発助成金 〔特定就職 困難者 コース〕	障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合においては3年以上)であることが確実に認められること。	【身体・知的障害者(重度以外)】 ・1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 ・1人あたり240万円 (中小企業以外100万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	
特定求職者雇用開発助成金 〔発達障害者・ 難治性疾患 患者雇用開発 コース〕	発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実に認められること。	1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円 (中小企業以外30万円)	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
キャリアアップ助成金 〔障害者正社員化コース〕	<p>正規・無期転換 有期雇用労働者を正規雇用労働者（※）または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者（※）に転換する。</p> <p>（※）多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む。</p>	<p>【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期→正規：1人あたり120万円（中小企業以外90万円） ・有期→無期：1人あたり60万円（中小企業以外45万円） ・無期→正規：1人あたり60万円（中小企業以外45万円） <p>【上記以外の障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期→正規：1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円） ・有期→無期：1人あたり45万円（中小企業以外33万円） ・無期→正規：1人あたり45万円（中小企業以外33万円） 	<p>公共職業安定所 (ハローワーク)</p> <p>P.82 参照</p>
障害者介助等助成金	<p>障害者の障害特性に応じた、適切な雇用管理のために必要な措置(※1～※2)を行う場合に、その費用の一部を助成。</p> <p>（※1）職場支援員の配置又は委嘱 業務の遂行に必要な、援助又は指導を行う、職場支援員の配置又は委嘱。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置の場合、職場支援員1人が支援する障害者の人数は、3人まで。 ・職場支援員の配置又は委嘱を行おうとする日の前日から起算して、1か月前までに認定申請が必要。 <p>（※2）職場復帰支援 職場復帰のための措置(時間的配慮、職務開発等、職務開発等の措置に伴う講習の実施のいずれか)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰の日から、3か月以内に措置を開始する必要。 ・対象者の職場復帰予定日の前日から起算して、3週間前の応答日までに認定申請が必要。 	<p>【配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり月額4万円（中小企業以外月額3万円） ・短時間労働者は月額2万円（中小企業以外月額1.5万円） <p>【委嘱】 委嘱による支援1回あたり最大1万円</p> <p>※支給期間：2年間 (精神障害者は3年間)</p> <p>1人あたり月額6万円 (中小企業以外月額4.5万円)</p> <p>※支給期間：最大1年間</p>	<p>(独)高年齢・障害者求職者雇用支援機構 広島支部高年齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応援助者助成金	<p>職場適応に、特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成。</p> <p>地域障害者職業センターが、作成または承認する支援計画で必要と認められた職場適応援助者による支援を行う。</p>	<p>【職場適応援助者による支援】</p> <p>① 訪問型職場適応援助者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の支援時間が4時間（精神障害者は3時間）以上の日：1.6万円 ・1日の支援時間が4時間（精神障害者は3時間）未満の日：0.8万円 <p>※支給期間：最長1年8か月（精神障害者は2年8か月）</p> <p>② 企業在籍型職場適応援助者（精神障害者の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり月額12万円（中小企業以外月額9万円） ・短時間労働者は月額6万円（中小企業以外月額5万円） <p>（精神障害者以外の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり月額8万円（中小企業以外月額6万円） ・短時間労働者は月額4万円（中小企業以外月額3万円） <p>※支給期間：最長6か月</p> <p>【企業在籍型職場適応援助者養成研修】</p> <p>旅費・宿泊費等料は除く 1/2の額</p>	<p>(独)高年齢・障害者雇用支援機構 広島支部高年齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
雇用保険失業給付の優遇措置 ※雇用保険受給資格者に限る	<p>障害者等就職が困難な方の場合、基本手当の支給日数が優遇されています。</p>	<p>45歳未満は300日分 45歳以上65歳未満は、360日分となります（ただし、雇用期間が1年未満の場合は150日分※倒産・解雇、雇い止め等、やむを得ない理由で離職した者に限りません。）。</p>	<p>公共職業安定所（ハローワーク） P.82 参照</p>

施策の種類	内 容	問合せ先
雇用促進支援等資金 (県費預託) (融資制度)	<p>○新たに障害者を常用雇用するもの ○障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行うもの</p> <p>以上の条件のいずれかに該当する中小企業者を対象に、金融機関を通じて運転資金・設備資金を低利で融資します。</p> <p>融資限度額 ・運転資金及び設備資金 7,000万円</p> <p>信用保証等 ・原則として広島県信用保証協会による保証付き 保証人は、法人の代表者を除き原則不要</p>	県商工労働局 経営革新課・ 雇用労働政策課 電話 082-513-3321
職業相談・職業評価	就職の希望等を把握した上で必要な相談・評価を行い、就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。	広島障害者職業センター
職業準備支援	<p>一定期間（2週～12週間）通っていただき、基本的な労働習慣の体得を図るための作業支援、職業に関する知識の習得や社会生活技能の向上等を図るための講座の受講、目標達成に向けた定期的な相談を通じて、就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図り、具体的な就職活動支援を行います。</p> <p>一人ひとりの状況に応じた個別のカリキュラムを作成し支援します。支援期間中からハローワークと連携した就職活動支援を行い、就職時にはジョブコーチによる職場適応支援等につなげます。</p>	電話 082-502-4795 Fax 082-211-4070
ジョブコーチによる職場適応支援	障害者が円滑に職場に適応することが出来るように、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。	
リワーク（職場復帰）支援	個別の支援計画に基づき、メンタルヘルス不調等で休職している方に対して職場復帰に向けた準備を、事業主に対して職場の受け入れ体制の整備についての支援を行い、円滑な職場復帰につなげていきます。	
障害者就業・生活支援センター事業	<p>就職を希望する障害者や在職中の障害者を対象として、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。</p> <p>《就業面での支援》 ○職業準備訓練、職場実習あっせん ○就職活動の支援 ○職場定着に向けた支援 等</p> <p>《生活面での支援》 ○在職者等の生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ○住居、年金余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</p>	障害者就業・生活支援センター P. 83 参照
小規模作業所	一般企業で就労することが困難な障害者に共同作業の場を設けて、作業を通して技能訓練・生活指導等を行います。	作業所

施策の種類	内 容
就労移行支援	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照
就労継続支援 (A型)	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照
就労継続支援 (B型)	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照
就労定着支援	「10 日中活動系サービス」(P.67) 参照

施策の種類	内 容	問合せ先
障害者雇用率 制度	<p>社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用機会を確保するため、事業主が常用労働者に対する一定割合（障害者雇用率（下表））の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用することを義務付けている制度です。</p> <p>詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。 【厚生労働省ホームページ：障害者雇用率制度】 URL : http://www.mhlw.go.jp/</p> <p>令和6年4月から障害者雇用率が下記のとおり変わります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和6年4月1日からの障害者雇用率】</p> <p>民間企業 一般の民間企業 2.5 (2.3) % (対象労働者 40 (43.5) 人以上規模の企業) 一定の特殊法人等 2.8 (2.6) % (対象労働者 36 (38.5) 人以上規模の独立行政法人及び特殊法人)</p> <p>国・地方公共団体等 国・地方公共団体 2.8 (2.6) % (除外職員を除く職員 36 (38.5) 人以上の機関)</p> <p>都道府県等の教育委員会 2.7 (2.5) % (除外職員を除く職員 37.5 (40) 人以上の機関)</p> <p>※ () 内は今年度の障害者雇用率</p> </div>	<p>公共職業安定所 (ハローワーク)</p> <p>P.82 参照</p>